第二十五条第二項中「行うもの」の下に「とし、同項に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。以下この項において同じ。）としての譲渡とし、同条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　法第三十七条第一項の届出は、同項の表の各号の上欄に掲げる資産の同項に規定する譲渡の日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。第十三項第二号を除き、以下この条及び次条第六項において同じ。）をした場合（第二号ロにおいて「先行取得の場合」という。）には、当該資産の法第三十七条第一項に規定する取得の日）を含む三月期間（一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。第二号において同じ。）の末日の翌日から二月以内に、同項の譲渡につき同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出者の氏名及び住所

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる事項

(1)　当該譲渡をした資産及び当該三月期間内に取得をした資産の種類、構造又は用途、規模（土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）にあつては、その面積。ロ(1)において同じ。）、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模並びに譲渡年月日及び取得年月日。ロ(1)において同じ。）

(2)　当該譲渡をした資産の価額及び取得費の額

(3)　当該三月期間の末日の翌日以後に取得をする見込みである資産の種類、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類及び取得予定年月日）

ロ　先行取得の場合　次に掲げる事項

(1)　当該三月期間内に譲渡をした資産及び当該取得をした資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日

(2)　当該取得をした資産の取得価額

(3)　当該三月期間の末日の翌日以後に譲渡をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）

三　前号の取得をした、又は同号の取得をする見込みである資産のその適用に係る法第三十七条第一項の表の各号の区分

四　その他参考となるべき事項

第二十五条第四項中「及び次項」を削り、同項第一号中「第二号の上欄」を「第一号の上欄」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」及び「次項第一号並びに」を削り、「同表の第二号」を「同号」に改め、同項第二号中「譲渡資産」の下に「及び買換資産」を加え、「において、買換資産が同条第十項第一号に規定する資産であるとき」を削り、「百分の三十」を「当該買換資産が次に掲げる資産のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十七条第十項第一号に掲げる地域内にある資産　百分の十

ロ　法第三十七条第十項第二号に掲げる地域内にある資産　百分の二十五

ハ　法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある資産　百分の三十（当該譲渡資産及び買換資産のいずれもが同項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の四十）

第二十五条第四項第三号を削り、同条第五項中「譲渡による収入金額が」を「前項の規定は、譲渡による収入金額が」に、「は、譲渡資産のうち、当該」を「について準用する。この場合において、前項中「譲渡資産の価額の百分の二十」とあるのは「」に、「に相当する金額（当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該」を「」と、「譲渡資産の価額に」とあるのは「」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「」と、「金額」とあるのは「」に、「に相当する部分」を「」と、同項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号イ中「百分の十」とあるのは「百分の九十」と、同号ロ中「百分の二十五」とあるのは「百分の七十五」と、同号ハ中「百分の三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の四十」とあるのは「百分の六十」と読み替えるもの」に改め、同条第六項中「第一号」を「第二号」に、「の区域」を「の区域（次項において「埋立区域」という。）」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　法第三十七条第一項の表の第二号の上欄のニに規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄のイからハまでに掲げる区域（埋立区域を除く。）を除く。）とする。

8　法第三十七条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とする。

第二十五条第九項を削り、同条第十項中「第三号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄に規定する既成市街地等を除く。）とし、同表の第三号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とし、同欄」を「第二号の下欄」に改め、「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第三十七条第一項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とする。

第二十五条第十一項中「第四号」を「第三号」に改め、「施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設(福利厚生施設に該当するものを除く。)とし、同欄に規定する政令で定める」を削り、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、「期間と」の下に「し、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業と」を加え、同項第一号中「又は沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）」を削り、「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号中「三十五年」を「三十年」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶　二十三年

第二十五条第十三項中「第五号」を「第四号」に改め、「掲げる船舶」の下に「（その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶（第二号において「譲渡船舶」という。）に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。）」を加え、同項第二号中「譲渡資産に該当する船舶（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同条第十六項中「(建設及び製作を含む。以下この条及び次条第六項において同じ。)」を削り、「つき法第三十七条第三項」を「つき同条第三項」に改め、同項第二号中「種類」の下に「、構造又は用途」を加え、「、用途」を削り、「取得価額」の下に「(船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模、取得年月日及び取得価額)」を加え、同項第三号中「種類」の下に「、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該取得をした資産のその適用に係る法第三十七条第一項の表の各号の区分